

改善報告書

大学名称 工学院大学 (大学評価実施年度 2020年度)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

①内部質保証の推進組織について

本学において日常的な教学組織レベルの内部質保証は、研究科・専攻、学部・学科・センター、学内の各種委員会等、及び事務組織の部署（部・課等）が担当している。全学的な内部質保証の推進に関しては、「工学院大学内部質保証に関する規程」において設置されている、「内部質保証委員会」が担当している（資料 1-1）。2018 年度には「工学院大学 内部質保証の方針」を整備したことで、大学組織全体で基本的な考え方を共有できる状況となった（資料 1-2）。

内部質保証委員会は、学長から指名を受けた委員長が中心となり、教学組織から受けた報告をもとに「自己点検・評価報告書」を作成し、教学組織にフィードバックを行っている。これら一連の作業が行われることで、全学的な内部質保証を毎年度実施している。さらに、2022 年度には 3 ポリシーの改訂手順や内部質保証体制の図式化を行い、各教学組織との役割と関係性、プロセスの明確化を図った（資料 1-3）（資料 1-4）。

また、本学での自己点検・評価の結果については、学外の有識者らで構成されている外部評価委員会によって、その適切性、妥当性についての検証及び評価を行っている。

②改善のプロセスについて

改善状況については、毎年 12 月から 2 月にかけて各教学組織からの報告をもとに作成する「自己点検・評価報告書」に記載されている。この「自己点検・評価報告書」は、3 月の内部質保証委員会での協議を経て学内外へ公表している。また、各基準における課題点を記載した「点検・評価書」を作成し、5 月の内部質保証委員会にて協議を行い、内部質保証委員会委員長から各教学組織に送付している（資料 1-5）。さらに、外部有識者で構成される外部評価委員会において、「自己点検・評価報告書」の妥当性について客観的に検証が行われている。その結果は、内部質保証委員会委員長を通じ学長へ報告される。学長はそれを受けて内部質保証委員会に対して「改善要請事項」を提示し、改善課題への取り組みを指示している（資料 1-6）。

以上のように、内部質保証委員会を中心とした各部局の活動を「自己点検・評価報告書」、「改善要請事項」の両面から課題点を抽出し、「点検・評価書」を用いて各部局にフィードバックをするという体制により、評価・改善活動を行っている。

<根拠資料>

- 1-1 工学院大学内部質保証に関する規程
- 1-2 工学院大学 内部質保証の方針

https://www.kogakuin.ac.jp/about/internal_quality/t5eu690000005z0t-att/quality_kute.pdf

- 1-3 3 ポリシー改訂手順 (2023 年度改訂版)
- 1-4 工学院大学内部質保証システム評価体制図
- 1-5 2022 年度点検・評価書
- 1-6 改善要請事項

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

なし

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言 (全文)	<p>積極的な教育改善に取り組んでいるものの、内部質保証に関連する各会議体との連携や役割分担が明確になっておらず、点検・評価結果に基づく改善・向上において、内部質保証推進組織である「内部質保証委員会」によるマネジメントが不十分であることから、内部質保証体制の見直しを図り、実質的な質の保証を実現すべく内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>当時の内部質保証推進体制では、形式的な会議が中心であり、「自己点検・評価報告書」を作成することが議論の中心となっていた。また、委員が課題をもちあい委員会内で情報共有をするにとどまっていた。</p> <p>そのため、学内の各教学組織に向けての課題の伝達不足が生じ、実際に課題が改善されたかどうかを確認するすべがなかった。</p> <p>以上の状況下であり、「工学院大学内部質保証に関する規程」第1条に記載されている「継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めること」という目的においては、十分に機能していなかった。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>内部質保証委員会において、大学評価結果の共有を図り、改善策について検討を行った(資料 2-(2)-1-1)。</p> <p>内部質保証委員会から各教学組織に対するフィードバックの方法として、「点検・評価書」を作成し送付することを決定した。「点検・評価書」は、前年度の「自己点検・評価報告書」作成の際に抽出された内部質保証に関する課題と改善点を記載した書面であり、毎年 5 月に開催される内部質保証委員会において評価書の協議がなされ、その後委員長名で各教学組織に送付される仕組みである。</p> <p>2021 年 5 月 17 日に開催された内部質保証委員会で、最初の「点検・評価書」が協議され、教育評価改善委員会委員長、入学広報戦略委員会委員長、学生支援委員会委員長、安全推進室室長、大学院工学研究科長宛に送付された(資料 2-(2)-1-1)(資料 2-(2)-1-2)。</p> <p>例えば、教育評価改善委員会委員長宛てに送付された「点検・評価書」は次の通りである。</p>

		<p>① 2020 年度の大学基準協会による実地調査において、カリキュラムポリシーで記載されている内容について、不足があることを指摘されている。改善に着手していただきたい。</p> <p>② 実際の授業内容とシラバス記載内容との整合性を確保するための点検についても、まずは検討から進めてほしい。これを受け、2021 年 9 月 27 日に開催された教育評価改善委員会にて報告され、改善活動を進めた(資料 2-(2)-1-3)。</p> <p>以来、「点検・評価書」は毎年作成しており、導入により、内部質保証推進組織である内部質保証委員会のマネジメント力の向上と、各教学組織とのコミュニケーションを円滑化につなげている(資料 2-(2)-1-4)。</p> <p>また、内部質保証に関連する各教学組織との連携や役割分担を明確化するために、2022 年 3 月 14 日に開催された内部質保証委員会において、3 ポリシーの改訂手順フローを明確化させた。これにより、内部質保証委員会は 3 ポリシーの関連性、整合性をチェックする等の役割が明示された(資料 2-(2)-1-5)。なお、本フローは 2023 年度に関係する委員会体制の見直しを行っている(資料 2-(2)-1-6)。さらに、内部質保証体制における「自己点検・評価報告書」の作成における全体像を明確化させ、PDCA の流れを可視化することができた(資料 2-(2)-1-7)。</p> <p>以上により、内部質保証委員会のマネジメントについて改善が図られ、各教学組織との役割分担が明確化された。</p>			
「大学評価後の改善状況」の根拠資料		<p>資料 2-(2)-1-1 2021 年度 第 1 回内部質保証委員会議事要録</p> <p>資料 2-(2)-1-2 2020 年度 点検・評価書</p> <p>資料 2-(2)-1-3 2021 年度 第 6 回教育評価改善委員会／副専攻長幹事連絡会議事要録</p> <p>資料 2-(2)-1-4 2023 年度 点検・評価書</p> <p>資料 2-(2)-1-5 3 ポリシー改訂手順</p> <p>資料 2-(2)-1-6 3 ポリシー改訂手順 (2023 年度改訂版)</p> <p>資料 2-(2)-1-7 工学院大学内部質保証システム評価体制図</p>			
＜大学基準協会使用欄＞					
検討所見					
改善状況に関する評定	5	4	3	2	1

No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	<p>先進工学部生命化学科・環境化学科・応用物理学科・機械理工学科、工学部機械工学科・機械システム工学科、建築学部まちづくり学科・建築学科・建築デザイン学科、情報学部コンピュータ科学科・情報デザイン学科・システム数理学科、工学研究科 建築学専攻 修士課程 及び同研究科システムデザイン専攻修士課程では、教育課程の編成・実施方針において教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>当時は各学部学科等のなかで協議されたものがカリキュラムポリシーとして成立していた。</p> <p>しかし、その内容に関しては、各学部学科に一任していた側面があり、文部科学省「三つのポリシーの策定と運用に係るガイドライン」のカリキュラムポリシー策定に示されている「学修方法・学修過程の在り方等を具体的に示すこと」については、記載が不足している学部学科があった。以上の問題は、学部学科を横断した確認を行っていなかったことが問題の背景として考えられる。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>大学評価の指摘を受けて、3 ポリシーに関する事項を審議する会議体である教育評価改善委員会において検討が進められた。</p> <p>2021 年 9 月 27 日に開催された教育評価改善委員会では、大学評価における指摘と、内部質保証委員会から発出された「点検・評価書」に基づき、カリキュラムポリシーに具体的な学修手段が記載されていない学部学科があったことを確認した(資料 2-(2)-1-3)。また、3 ポリシー改訂については、学部学科を横断した確認を行うための具体的な手順についても本委員会で確認を行い、2022 年 3 月 14 日に開催された内部質保証委員会で承認された(資料 2-(2)-2-1)。</p> <p>2022 年度には、3 ポリシーの新しい改訂手順に沿って、カリキュラムポリシーの改訂の検討が行われた。教務課から各学部学科にカリキュラムポリシー見直しの依頼を行い、2022 年 11 月 21 日に開催された教育評価改善委員会において、審議案件として「3 ポリシー・各種方針及び各種評価基準点検の件」が審議された(資料 2-(2)-2-2)。</p> <p>教育評価改善委員会で審議された 3 ポリシーの改訂については、2022 年 12 月 5 日に開催された内部質保証委員会において関連性、整合性のチェックが行われた(資料 2-(2)-2-3)。例えば、先進工学部生命化学科では、カリキュラムポリシーの改訂案が次</p>

		<p>の通りに提出された(資料 2-(2)-2-4)。</p> <p>生命化学科では、化学の知識をベースに様々な生命現象を理解し、また生命の営みをヒントに新しい化学の課題を見出すことができる人材の育成という目的達成のため、下記のような教育課程を編成します。</p> <p>1、2 年生で学ぶ「第 II 群」の基礎科目を土台に、「第 III 群」の専門科目で、① 有機化学、②生命科学、および③ケミカルバイオロジーの 3 つの分野の履修モデルを学修し、各分野に関する理解と論理的な思考能力を養います。また、演習と実験を通じて化学やバイオテクノロジーについての理解を深めます。(以下略)</p> <p>以上の改訂案では、教育課程を実施する上での科目群の説明のほか、学修方法も具体的に記載された。他の学部学科に関しても同様の見直しが行われ、学部長・部長会議、教授総会での承認を経て、学園ホームページで公開されている(資料 2-(2)-2-5)。</p> <p>3 ポリシーの改訂に関しては、2023 年度も引き続き行われている(資料 2-(2)-2-6)。</p> <p>以上により、3 ポリシーの改訂手順を明確化し、教育評価改善委員会においてカリキュラムポリシーの記載に関する共通認識を持つことにより、改善することができた。</p>			
「大学評価後の改善状況」の根拠資料		<p>資料 2-(2)-2-1 2021 年度 第 2 回内部質保証委員会議事要録</p> <p>資料 2-(2)-2-2 2022 年度 第 5 回教育評価改善委員会 議事録</p> <p>資料 2-(2)-2-3 2022 年度 第 2 回内部質保証委員会 議事要録</p> <p>資料 2-(2)-2-4 3 ポリシー・各種方針の点検・見直しについて(2022 年度 第 2 回内部質保証委員会資料)</p> <p>資料 2-(2)-2-5 カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)</p> <p>https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/curriculum.html</p> <p>資料 2-(2)-2-6 [メール審議：内部質保証委員会]学生支援方針、3 ポリシー等の見直しについて</p>			
＜大学基準協会使用欄＞					
検討所見					
改善状況に関する評定	5	4	3	2	1

No.	種 別	内 容
3	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	<p>建築学部・情報学部において、1年次から所属学科を決定する学科ごとの募集に加え、3年次に学科を決定する学部単位の募集である「総合」試験を行い、各募集区分で定員を設定しているものの、総じて学科ごとの募集人員に対する入学者数比率が極めて低い一方で、「総合」試験の募集人員に対する入学者数比率が高くなっている。学生の学びの多様性に沿って複数の試験区分を設けており、学部としての定員管理は適切であるものの、各試験区分の募集定員に基づく入学試験を行っているとはいえないことから、適切に見直すよう改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>工学院大学における総合募集に関しては、文部科学省から通知されている「大学入学者選抜実施要項」の「第8 募集人員」において「各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくくり化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい」との記載があることから、建築学部と情報学部では、学部単位で入試行う総合募集を積極的に取り入れていた。</p> <p>しかし、募集要項において、それぞれの学部学科定員の表記はあったものの、総合募集の募集定員の記載がなく、総合募集に関する情報が不足していた。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>大学評価の指摘を受けて、入学広報部において改善策の検討が行われた。</p> <p>大学評価時の状況にもある通り、文部科学省の「大学入学者選抜実施要項」の「第8 募集人員」に基づき(資料2-(2)-3-1)、総合募集を引き続き実施している。</p> <p>入学者数において総合募集が多くなった理由は、指定校入試による入学者が増加していることに起因していた。現在の建築学部の指定校制推薦及び附属高等学校高大接続型選抜は、全て総合募集となっている。指定校制推薦においては、毎年指定校の対象校と基準の見直しを行っている。また、情報学部では、2022年度から入学志願者は出願の段階から志望学科を提出し、面接において自らの適性や関心に基づき、4学科もしくは情報学部総合のいずれかの合格になるよう変更を行った。このことは、募集要項にも明記している(資料2-(2)-3-2)。</p> <p>一方、提言にある通り、本学の入試募集要項において、総合入</p>

		<p>試の募集定員の考え方について曖昧な表記になっていたところがあり、受験生に誤解を招かないよう表記の変更を行った。</p> <p>自己推薦型選抜、探究成果活用型選抜、海外帰国生徒特別選抜・国際バカロレア特別選抜等、主に総合募集を行っている入試形態に関しては、受験生に誤解が生じないように募集人員をまとめて表記している旨を追加で記載し、改善を行った(資料 2-(2)-3-3)。例として、建築学部においては次の通りの記載を行っている。</p> <p>建築学部は、学科単位ではなく学部単位(建築学部総合)で募集するため、募集人員をまとめて表記しています。</p> <p>入学志願者が入学後に自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるよう、「建築学部総合」で合格を判定し、3年次に「まちづくり学科」「建築学科」「建築デザイン学科」のいずれかの学科に所属します。</p> <p>また、一般選抜での合格判定においては、総合募集での合格者はほぼ募集人員通りの人数としている一方、学科別での合格者は募集人員に対し、2.0~5.0 となっている(資料 2-(2)3-4)。進級における振り分けに関しても、学科の入学定員を考慮し、学科ごとに偏りがでないよう適正に行っている。</p> <p>以上により、受験生に誤解を与えないような募集要項上の記載、及び学部総合に偏らない合格判定を行っている。</p>
「大学評価後の改善状況」の根拠資料		<p>資料 2-(2)-3-1 文部科学省：入学者選抜実施要項 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1346785.htm</p> <p>資料 2-(2)-3-2 2024 年度 学校推薦型選抜 指定校制推薦募集要項</p> <p>資料 2-(2)-3-3 2024 年度 自己推薦型選抜 募集要項・出願書類 https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/requirement/application.html</p> <p>資料 2-(2)-3-4 過去の入試状況 [昨年度参考] https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/requirement/past_result.html</p>
< 大学基準協会 使用欄 >		
検討所見		
改善状況に関する 評価		<p style="text-align: center;">5 4 3 2 1</p>

No.	種 別	内 容
4	基準	基準6 教員・教員組織
	提言（全文）	教育改善に関する大学院固有のFDが行われていないため、修士課程・博士後期課程全体又は各研究科として、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	本学の教員は学部には所属しているため、テーマ別では主として大学院で指導を行っている教員向けのFDを開催することはあったが、全体的には大学対象のFDを行っていた。
	大学評価後の改善状況	<p>内部質保証委員会において、大学評価結果の共有を図り、大学院固有のFD実施の検討を行った。博士課程でティーチング・アシスタントを行う学生においては、2019年度の大学院専攻長会議において、学識を教授するために必要な能力を培うための機会として、就業の条件として課している研修会受講を推奨することを決定し(資料2-(2)-4-1)、2021年度から毎年度プレFDを行っている(資料2-(2)-4-2)。(2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により未実施)</p> <p>また、博士課程の学生に対して、リーダー型人材の育成を目的とした、他大学の大学院PBL科目に関する事例紹介を中心とした大学院プレFDを行った(資料2-(2)-4-3)。博士課程の学生に対するプレFDは2023年度にも行われており(資料2-(2)-4-4)、大学教員になろうとする大学院生に対するFDの実施が継続的に実施されるようになった。</p> <p>2024年2月には、大学院で指導を行っている教員に対して企業からの講師を招いて大学におけるオープンアクセスについてのFDを行った(資料2-(2)-4-5)。</p> <p>以上により、博士課程在籍の学生や大学院担当の教員に対するFDを実施することができ、改善がなされた。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>上記のFD実施については、大学院工学研究科長や教務課などが個別に企画し開催しているため、FDを企画運営する責任主体が存在していない。2024年1月29日に開催された教育開発センター会議において、FDが継続的に実施されるようにFD・SDの企画運営の在り方について議論が行われており、FD実施の組織体制については今後整備していく予定である(資料2-(2)-4-6)。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根	資料2-(2)-4-1 2019年度 第21回大学院専攻長会議議事録

